

会議名	平成 29 年度公民館運営審議会(第 2 回)		
事務局	生涯学習課東地区文化センター		
開催日時	平成 29 年 9 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分 ~ 正午		
開催場所	5-2 会議室		
出席者	委員	13 名	その他 0 名
	事務局	5 名	傍聴者数 0 名
公開の可否	可		
内 容	<p>出席者 座間市公民館担当 稲垣委員 吉泉委員、柳下委員、佐藤委員、山近委員 北地区文化センター担当 木村委員 赤木委員、天野委員、橋本委員 東地区文化センター担当 松岡委員、飯田委員、佐々木委員、有山委員 職員 浅野生涯学習課長 座間市公民館長 山頭 北地区文化センター館長 清水 東地区文化センター館長 岡田 西ヶ谷主事 稲垣委員長</p> <p>平成 29 年度第 2 回公民館運営審議会を開催いたします。 学校の先生に置かれましても運動会等の行事の忙しい中ご出席いただきありがとうございます。内容がたくさんありますが、有意義に進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いします</p> <p>事務局 本日は、課長がお見えですので、挨拶をお願いいたします。</p> <p>あいさつ 浅野生涯学習課長 本日は、ご多忙の中、「公民館運営審議会」にご出席いただきありがとうございます。すでに次第お配りしておりますが、特に使用料関係「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」につきましては、本市なりの考え方あって検討を進めておるところであり、本日案をお示しする中で、忌憚ない意見を頂ければと思います。どうぞよろしく願います。なお、本日は議会の委員会があるため、中座をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。</p> <p>稲垣委員長 それでは、議題に沿って議事を進めてまいりたいと思ひます。 議題 1、第 39 回全国公民館研究集会第 58 回関東甲信越静公民館研究大会・群馬大会について報告をお願いします。</p>		

第 39 全国公民館研究集会第 58 回関東甲信越静公民館研究大会・群馬大会の報告
について

「全体会について」佐々木委員より全般的な総括について報告した。

※巻末参加報告を参照。

「分科会テーマ」各委員より報告した。

- ・「高齢者・シニア世代と公民館」佐々木委員、赤木委員、
- ・「学校・家庭・地域の連携と公民館の役割」松岡委員
- ・「子ども・若者が集まる公民館」木村委員、吉泉委員、佐藤委員
- ・「地域防災と公民館」岡田館長

※次年度、第 40 全国公民館研究集会東京大会は平成 30 年 11 月 1～2 日
日本青年館で実施。基調講演は池上彰氏予定。

議題 2 各館の 29 年度の評価事業の決定について

各館長より 29 年度の評価事業について報告し決定した。各館の評価事業に
ついては、以下の通り。

座間市公民館「マジック入門講座」「パパと遊ぼう」

北地区文化センター「相模が丘地域健康講座」「大人のための朗読会」

東地区文化センター「ワーキングママへの準備講座」「サークル企画講座」

議題 3 29 年度の下半期活動計画について

事務局より以下の通り報告した。

① 県公民館長・運営審議会委員等研修会

平成 29 年 11 月 9 日(木)13 時 15 分～ 川崎市幸市民館にて

委員の参加人数制限は無し。移動手段は公共交通機関にて(旅費市費負担)

② 第 59 回神奈川県公民館大会

平成 30 年 1 月 25 日(木)13 時～ 湘南台文化センターにて

委員の参加人数制限は無し。移動手段はマイクロバスを予定

③ 公民館文化祭日程について

・北地区文化センター10 月 27(金)～29 日(日)

・東地区文化センター10 月 20(金)～22 日(日)

③ その他、各館ごとの召集・対応について

事業評価等、その他案件があれば、随時召集予定

議題 4 「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に係る条例等の見直しについて

(事務局) 事務局より説明

「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に係る条例等の見直しについて
こちらにつきましては、処理経過に経過内容についてわたくしの方から簡単に説明させていただきます、詳細の内容につきましては、本日ワーキンググループ(以下 WG)リーダー西ヶ谷主事が同席させていただいておりますので、後程、西ヶ谷より説明させていただきます。

まず、平成 29 年 3 月 15 日～平成 29 年 4 月 14 日のパブコメの内容について
座間市ホームページに結果内容が公表されておりますので、ご覧いただければ幸いです。

意見総数 641 件 (有料化賛成 約 2 割 有料化反対 約 8 割)

パブコメを受け、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」(改訂版)が出され、
座間市のホームページに掲載されておりますので同じくご覧いただければ幸いです。

これらの内容に基づき公共施設の使用料設定に当たっての基本方針を踏まえ、公共
施設に係る市の各課では、市長指示により条例等の見直しなどの検討を進めており
ます。

しかしながら、公民館を所管している生涯学習課は、市長部局ではなく、教育委員会
部局であることから市長指示の対象外と位置付けられており、今後、教育委員会部
局として結論を出すことになっております。

これも先に申し上げた、パブコメの内容が大きく影響を与えているものかと推察されま
すし、公民館の利用者からのたくさんの意見をいただいたため、当初は市の公共施設
全部が改定するという動きから、少し柔軟な対応に変化できましたことは、パブコメに
ご意見をいただきました皆さん方のご協力によるものと深く感謝申し上げる次第で
ございます。

市長指示対象外とはいえ、市長部局における議論の内容を教育委員会部局が適切
に把握する観点から会議の場には、オブザーバーとして会議には参加し、条例改正
作業については、公民館も含め生涯学習課で検討作業を進めております。

その条例改正についてはリーダーの西ヶ谷をはじめ、若手職員などで構成された WG
で条例改正に精通した職員などにもアドバイスを受けながら、現在改正作業を進めて

いるところでございます。

各所管施設の歴史的背景、施設の設置目的等を勘案し、各公民館施設は社会教育法で定められた施設であること。また、各サークル参加の皆さまが社会教育活動団体として地域に係る社会教育活動や地域コミュニティーづくりの醸成を深めるため、長年にわたり取り組んでいることを高く評価しております。

そのようなことから、現状通り皆さんの活動を維持する方向性を探っており、これらのことをもとに座間市公民館条例の改正について検討を行っております。

条例案を一度議会に提出しますと、変更ができなくなるため、本日は、すべて(案)の状態でお示しております。変更はもちろん可能であります。従いまして、本日公運審の皆様方からの意見をもとに条例案等をよりよくしていきたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

なお、こちらの内容につきましては、公表出来る段階のものではありませんので、くれぐれも取扱い注意にてお願い申し上げます。

では、WGの西ヶ谷より説明させていただきます。

(西ヶ谷主事)

条例改正案につきましては、文書法制課のOB及び市民協働課のOBなどの有識者の意見を頂いたものをまとめたものです。

公民館条例(案)、公民館施行規則(案)、館長に関する事務委任規則(案)、使用料減免に関する要綱(案)を要綱の規定がなかったもので、それを整理したいということが第1の目標と使用料の改定と条例規則文言が一部古い表記もあることからそれらも含め他市の条例なども参考にしながら改定作業を行いました。

(条例改正案等の資料を基に説明)

(質疑応答)

(稲垣委員長)

座間市公民館では条例改正(案)について事前に話したところ、「社会教育団体とはなんだろう?きちんと整理してほしい」といった意見と使用料の捻出について抵抗があるため、それに応えられるような(案)に改定して欲しいといった内容に関心が高かったのですが、他の委員の方で何かご意見などありますか。

(委員)

「利用」と「使用」の言葉が揺れている。条例を出す時には、文言が混在しているのを整理してほしい。

(事務局)

再確認します。

(委員)

要綱の中の第3条で「社会教育団体」の定義が明記しているが、1条2条で「社会教育団体」の文言が出てきていないため、つながりがあいまいになっているので、要検討してほしい。

それと、決定する主語がない?誰が決定するのか?

判断する主体はどこにあるのか・・・?きちっと定めておく必要があるのでは・・・
条例にどこで決めているのかと文言を入れておかないとわからないのでは・・・

(事務局)

文書法制課は、「館長に対する事務委任規則」にて、公民館条例の規定に基づく権限は「館長」に委任することが明記しているから、条例に明記するのは、おかしいとのこと。要綱には記載はなくわかりずらい表記となっているが、法律(条例)の表記の仕方として現状のままにてご理解をいただきたい。

もし必要であれば、一般市民向けにチラシを用意するなどして対応を検討したい。

(委員)

キャンセルの場合は、返金できるのか?

(事務局)

現行条例のとおりで、利用団体都合によるキャンセルは返金無し。

(委員)

使用料が、4時間から1時間単位へ変更した。何か理由はあるのか?

(事務局)

有料団体については、現在は、4時間単位で料金を取っているが、1時間単位だと少しでも安く利用できることを考え1時間とした。

ただし、延長はできない。夜間は管理人は公金の取り扱いができないため。従って、延長となる見込みであれば、申し込みの時点で多めの時間で取っておく必要がある。

(委員)

4時間単位で有料で利用した団体から、1時間単位になったことにより料金についての問い合わせはなかったか?

(事務局)

特にありません。

(委員長)

まだ(案)の段階であるため、何かお気づきの点があれば、各館長へ申し出ください。

長時間にわたりご審議頂きありがとうございました。

2017, 09, 20

第39回全国公民館研究集会、
第58回関東甲信越静公民館研究大会—群馬大会— 参加報告

公民館運営審議委員 佐々木 邦彦

掲題研究集会・研究大会に参加させていただきましたのでその概略について以下の通り、ご報告いたします。

1. 開催概要

<1>開催日時：2017年8月24日(木)12:30から8月25日(金)12:00まで

<2>開催場所：群馬県前橋市民文化会館 ほか

<3>開催日程：第一日 ・オープニングアトラクション
・文部科学省施策説明
・基調講演

第二日 ・分科会(10の分科会、詳細後述)

<4>開催テーマ

おいでよ公民館—地域に根づいた、開かれた公民館をめざして—

2. 文部科学省施策説明報告

「社会教育の推進と施策の動向」

文科省生涯学習政策局社会教育課連携推進係長 工藤松太郎氏

<1>説明の骨子は「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」における論点整理から、公民館に関する記述であった。

<2>論点整理＝人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築にむけて

(1) 社会教育を取り巻く環境変化

- ・少子高齢化と人口減少 ・地域コミュニティの衰退
- ・貧困と格差 ・地方行政の厳しい財政状況など

(2) 環境変化に応じた社会教育の3つの役割

＝学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置づける

- ・地域コミュニティの維持・活性化への貢献
- ・社会的包摂への寄与(高齢者などすべての住民が社会参加できる)
- ・変化に対応した学習機会の提供

(3) 持続可能な社会教育システムの構築とは

＝国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政の展開・社会教育分野への官民の教育投資

<3>公民館に対する期待役割

(1) 社会教育の3つの役割を發揮する中心的役割であること

- (2) 地域住民の話し合い、地域課題の明確化と解決の学びの場であること
- (3) 子どもや若者などの多世代交流の拠点、学校協働活動への積極的な取り組み
- (4) 地域コミュニティ機能のベースである地域運営組織との連携が必要
- (5) 地域に新たな価値をもたらすコミュニティビジネスなどの新しい仕掛け作り(特産品の開発など)という発想も重要

※佐々木所感

社会教育の3つの役割を発揮する場が公民館、具体的には住民と行政の協働による課題解決だが、そこには住民がいかに地域を支え、盛り上げるかが重要。これを進めてゆく上で、学びの場・住民の意識向上について支援して行くことが社会教育

<4>地域課題を解決するための公民館の営利事業について

- (1) 公民館における物産展等の営利性を伴う事業も増えることが予想される
- (2) 社会教育法23条1項1号の規定＝公民館が営利事業に関わることを前端的に禁止するものではないとの解釈
- (3) 要は地域コミュニティの活性化につながる地域課題解決学習への取り組むことが大切。

<5>学びによる「地域力活性化コンファレンス」の開催

- (1) 公民館等の「学びの場」を拠点として様々な主体との連携協働というネットワークづくり
- (2) コンファレンスの事例紹介(略)

<6>公民館職員専門講座・優良公民館表彰

公民館職員の専門性強化、73館を表彰 文科省主催

<7>高齢者による地域活性化促進事業

- ・多くの高齢者がより元気に様々な場面で活躍できる社会、高齢者が地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を十分に生かしながら主体的かつ継続的に活躍できる環境の整備が必要。

<8>地域における学校との協働体制

- ・学校と地域活動に関わる地域住民とのコーディネート機能の充実、支援から「連携・協働」へ

<9>佐々木感想

文科省の施策はもっともな指摘だが、観念論のそしりは免れないような気がする。単なる上から目線での「支援」だけではなく、地域課題解決に向けた行政が積極的に関わる仕組み作りをサジェストしてほしいと思った。あすなる大学も地域課題解決に向けて取り組んでいるが、具体的な地域課題の洗い出し、高齢者としての参画フェーズの洗い出し、地

域課題解決のためのプロセスや高齢者としての役割分担、高齢者としての調べ学習から地域課題の解決に向けたリンケージ、若い世代との交流の行政としての橋渡しなど行政側の課題も多いと思った。

3. 基調講演報告

生涯学習・社会教育・公民館一期待と現実と展望と一

青山学院大学教育人間課学部 教授 鈴木 眞理氏

- <1> 社会教育の状況はきわめて悪いし、そのこと自体が理解されていない。この状況が悪いということをつかからないから、文科省の論点の整理もつかからないのだ。
- <2> なぜ今社会教育主事の役割なのか？ということをつ行政がいうのか？
- <3> 教育とか人間を見る見方が変わってきているのではないかとよく「勇気をもらおう、元気をもらおう」とかいうがそのようなものはもらおうものなのか？
- <4> こういうものは内からわいて出てくるものではないのか？何かを頑張るといふのは頑張る主体がいう話ではないか、その主体が喪失している、その主体が外から与えられることを期待する、行政は主体を作ることが大事ではない。国は上から目線で何ごとにも加えてゆく。
- <5> 社会教育主事や公運審に考えさせればよいではないか？いろいろあってよいというのが、社会教育ではないか？
- <6> 社会教育の会議に教育長がいないという行政があったと聞く。このことを契機に社会教育運動と行政との関係からアクティブラーニングなど社会教育の本質や中身よりも技法やファシリティなど重点を置いた取り組みに傾く。行政も研究者も表面的なものに動いてしまう。
- <7> 社会教育とは相互的なものであって学校教育と根本的に違うもの。ボランティア体験をさせたことがあるが、社会教育とは誰も参加できるという可能性を持ったものであり、プロセス・計画が大事であり、経営(目標と効率)ではないと考える。
- <8> 社会教育にとって、継続性はとても大事。そのために公運審会議がある。志のある学習というのが社会教育の姿勢。
- <9> みんなが読みたい本を置くのが本屋、そうでない本を置くのが図書館、これこそ図書館が教育だからなのだ。
- <10> 教育と学習は異なる。学校教育と異なるのだから学校教育にすり寄るようなことはあり得ない、学社融合などはあり得ないと思う。
- <11> 社会教育というのは多様なことをやろうとすれば出来る、地域のいざこざを解決すること社会教育の役割。
- <12> 佐々木感想
行政批判の先行が気になったが、学者として社会教育に関わる思いは伝わったと思う。特に学校教育との違い、型にはまらない多様化がベースという指摘はもっともだと感じた。

このような指摘の中で社会教育主事が公民館事業の運営の中での役割をどのように発揮してもらえるか、そういう環境作りやサポート体制が公運審という立場から見ても必要だと感じた。

一方で、勉強不足かもしれないが、公民館事業と社会教育推進との関連性や相互矛盾がないか、協働とは何か勉強の必要性を感じた。公運審としての課題とも感じる。そういう意味で、教育委員会や社会教育委員とのコミュニケーションアップが必要だと思う。

4. 分科会報告

分科会は12の分科会で構成され、各分科会のテーマは以下の通りである。

分科会	テーマ	分科会	テーマ
第1分科会	高齢者・シニア世代と公民館	第6分科会	地域防災と公民館
第2分科会	子ども・若者が集まる公民館	第7分科会	大学・専門学校等と公民館の連携
第3分科会	学校・家庭・地域の連携と公民館の役割	第8分科会	環境学習と公民館
第4分科会	地域文化の伝承と公民館	第9分科会	公民館職員の専門性
第5分科会	人権学習と公民館	第10分科会	公民館の存在意義

※分科会出席者(敬称略)

第1分科会・・・佐々木、赤木

第3分科会・・・松岡

第2分科会・・・木村、吉泉、佐藤

第6分科会・・・岡田館長

第1分科会報告

<1>次の2館からの発表があった。

新潟市中地区公民館・・・地域を元気に「アクティブシニアを

支援する公民館事業—

茨川市小野上公民館・・・茨川市の地域課題に

取り組むシニア世代

<2>発表概要と感想

(1) 新潟についての発表概要

①公民館の高齢者支援事業としてのアクティブシニア講座の開催

②目的・・・生きがい創出、就労で培った能力の活用、学習成果の社会還元

③講座事例・・・セカンドライフ農業体験講座

④事業成果・・・立ち止まり人生の振り返りが出来た

新しい生きがい、新たな仲間、地域活動に関心、豊かな後半の人生を送る手助け

(2) 感想

・高齢者完結から若い世代を巻き込む動きが課題ではないか。